

次期山形県DV被害者支援基本計画の策定に向けたたたき台

1 目指すべき社会

男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現 【現計画基本目標】

配偶者からの暴力（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を含む）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題である。

しかしながら、本県におけるDV被害は依然として後を絶たず、平成26年にはDVの認知件数が過去最多となった。

今後も引き続きDV被害の未然防止、またDV被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな切れ目ない支援体制を整備・強化することで、暴力のない社会の実現に向け取組みを進める必要がある。

2 社会情勢（県内情勢）の現状認識

- ①依然としてある男女の社会的地位、経済力の格差、性別による固定的役割分担意識などの社会的、構造的課題
- ②DV事案の増加（山形県：H26年度過去最多）
- ③若年層における交際相手からの暴力、いわゆるデートDVの深刻化
- ④DVが背景にある殺人事件、凶悪犯罪の発生
- ⑤配偶者暴力防止法の改正（平成25年）

※「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて、法の適用対象とした。

3 方向性（主な視点）

- ①被害者一人ひとりの「安心」を考えたきめ細かな計画 **全体**
- ②若年層へのDV未然防止の啓発を含めた暴力を許さない社会づくりの強化 **啓発**
- ③被害者や同伴家族の気持ちに寄り添った相談・保護体制の充実 **相談・保護**
- ④被害を繰り返さない自立支援体制の整備 **自立支援**
- ⑤関係機関との緊密な協力・連携 **連携**